

7. 羽咋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(羽咋都市計画区域マスタープラン)

本方針は、羽咋都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
羽咋都市計画区域	羽咋市	行政区域の一部	2,539ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

羽咋都市計画区域は、住民や企業、NPO、行政等の多様な主体が互いに連携し、豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、将来を担う人びとを大切に育てることを目指し、まちづくりの基本テーマを「自然と共生したにぎわいあふれ、住みよいまち はくいの創造」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① にぎわいあふれるまちづくり

のと里山空港や能越自動車道の整備、北陸新幹線金沢開業など交通利便性の向上を踏まえ、自然、歴史・文化などの地域特性を活かした多様な人々が交流する場の創出、個性あるまちづくりを推進する。

② 全ての住民が住みよいまちづくり

人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、地域資源や空き家・空き地等の既存ストックの有効活用とともに、防災・減災対策の強化などにより、住民が安全・安心で快適に暮らせる自然と調和した魅力ある集約型のまちづくりを推進する。

③ 里山里海と共生したまちづくり

幹線道路をはじめとする都市基盤や多様な交通手段の整備及び適切な維持管理などにより、住民の生活利便性の向上に寄与するとともに、世界農業遺産「能登の里山里海」の良好な自然環境を保全し、移住・定住を促進するとともに、住民や来訪者が交流できる環境づくりを推進する。

④ 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

多様な主体の連携・協働ができる体制を構築することにより、コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、いつまでも安心して暮らせる地域主体のまちづくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

羽咋駅や羽咋市庁舎周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島・志賀方面、七尾方面、富山県方面、金沢方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

J R 羽咋駅や商店街周辺は、住民や観光客などが交流する本都市計画区域の顔として、空き店舗や空き家などの既存ストックの活用により商業・業務施設の集積を図り、魅力ある都市空間の創出を図る。

b 居住ゾーン

商業・業務ゾーン周辺の市街地一帯では、居住や日常生活に必要な都市機能の集積により、快適で安心して暮らせる居住空間を創出するとともに、周辺の農地と調和した市街地の形成を図る。

c 工業ゾーン

市街地内に点在する既存の工業地は、周辺環境との調和を図りつつ、その機能を維持する。また、寺家工業団地及び新保工業団地は、交通の利便性を活かし、工業施設の集積を図る。

② 農業ゾーン

市街地周辺における優良農地の保全を図るとともに、これらの農地と調和した集落環境の維持を図る。また、農地や集落環境を保全・維持するため、適正な土地利用を誘導するとともに、集落における生活サービスの拠点の形成を図る。

③ 自然保全ゾーン

北部の眉丈山系や東部の宝達山系の丘陵地帯や森林地帯は、水源の涵養や大気浄化、住民の保養の場などの多面的な役割を果たしており、今後も引き続き貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然を活かした憩いの場などとして、人と自然の共生を基本に地域資源の活用を進める。

千里浜海岸などの海岸沿いの松林や丘陵地の緑地は、風光明媚な景観を演出するとともに、防風や飛砂防備の機能を有するなど、多様な役割を果たしており、今後も、貴重な自然緑地空間として保全と育成に努めるとともに、周辺地域との調和を図りながら、レクリエーションや観光の資源のほか、さまざまな活用を積極的に進める。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性が高いが、過去 10 年間に人口が減少するなど都市の成長性は低い。

また、今後の人口や産業活動に拡大は予測されず、市街地内に低未利用地が存在しているため、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、世帯分離等による宅地需要は、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

商業・業務・行政機能が集積する羽咋駅から一般国道 249 号 ((都) 西街道線) 間を本都市計画区域の中心拠点として配置し、日常生活に必要な都市機能等の誘導や都市整備を進め、より一層の機能集積を図る。

イ) 一般商業地

一般国道 249 号 ((都) 西街道線) 及び (都) 川原飯山線沿道などには一般商業地を配置し、恵まれた道路環境を活かして、良好な沿道型商業地・業務地等の形成を図る。

また交通利便性が高い I C 周辺に設けた道の駅「のと千里浜」にて、自然や景観などの資源を活用し、市民や観光客が交流できる拠点の形成を図る。

(工業地)

寺家工業団地、新保工業団地及び一般国道 159 号羽咋道路 ((都) 東街道線) 沿道の工業地では、周辺地区に配慮しながら、その機能充実を図る。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

良好な住環境を形成している千里ヶ丘団地、大川町北新地区及び御坊山団地などは、低層住宅地として今後ともゆとりある住環境の保護・育成に努める。

中層の住宅団地や中層住宅と低層住宅が混在しながら良好な住環境を形成している松ヶ下町及び島出町の区域については、今後とも住環境の保護・育成に努める。

その他の住宅地は、住環境に配慮した一定規模の店舗、事務所等の立地を許容し、利便性の高い住環境の向上を推進する。

イ) 新たに開発すべき住宅地

新たに開発する住宅地については、市街地内未利用地等の状況を勘案しつつ、既成市街地の周辺に配置し、良好な市街地整備を図る。

② 土地利用の方針

ア) 主要用途の配置の方針

市街地内の既存工業地において、地域の実情に応じて適切な土地利用を図り、良好な居住環境を保全・形成していく。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地では、建物の耐震化や不燃化、空き家の利活用による生活環境の改善を図るとともに、道路や公園などの生活に密着した都市基盤の強化により、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる住みよい居住環境の向上を図る。また、アドプト

制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

文化財や社寺と一体となった樹林地、鎮守の森及び動植物の生息地を形成する樹林地、水辺地等の保全・活用を図る。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

邑知潟を中心とした周りの平野部で行われている水稻栽培を中心とした農地は、良好な生産の場として維持・保全する。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

千里浜海岸及び邑知潟とそれから流れる羽咋川及び眉丈台地については、自然と人との共生する場であり、うるおいとやすらぎを与える場として保全・活用を図る。

キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

一般国道 159 号羽咋道路（(都) 東街道線）や（都）的場飯山線沿線においては、周辺の農業環境との調和を図りつつ、立地条件を活かした秩序ある土地利用の誘導を図る。

また、用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

のと里山海道を骨格とし、奥能登地域や石川中央地域、富山県を連絡する一般国道 159 号や一般国道 415 号の広域幹線道路及び関連する道路の整備を一体的に推進することで「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現による広域交通のネットワーク化を図る。

また、歩行者・自転車を含めた安全で快適な交通環境を確保するため、日常生活に密着した生活道路のきめ細かい整備を進める。

さらに、駅周辺の交通の円滑化など、交通結節機能の整備・改善、サービス水準の向上を図るとともに、バス交通を含めた公共交通全体の利便性の向上による利用促進を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

のと里山海道や一般国道 159 号羽咋道路（(都) 東街道線）、一般国道 415 号羽咋バイパス（(都) 千里浜インター中川線）については、奥能登地域や石川中央地域、富山県を連絡する広域幹線道路として配置し、本都市計画区域の活力を維持・創出する道路として整備促進を図る。

また、一般県道若部千里浜インター線（(都) 的場飯山線）等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として整備充実を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・18	東街道線 (一般国道 159 号)	一部
3・4・12	的場飯山線 (一般県道若部千里浜インター線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

生活排水等による河川や海岸の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業や農業集落排水事業による整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年以内に普及率 100%を目標とし、汚水処理施設の 10 年概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置しており、現在整備を進めている羽咋処理区（701ha）の整備の促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する施設は次の通りである。

種別	名称
下水道	羽咋処理区（単独公共下水道）

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適性に処理するため、クリンクルはくいを活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

既成市街地の住宅地では、空き家・空き地の有効活用や都市基盤の強化による居住環境の向上を図る。商業地では、日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、街並み景観の創出など魅力ある商業空間の形成など、地域の特性を活かし、商業地として活性化を図る。

また、羽咋駅周辺では、既存ストックの有効活用も含めた基盤整備により、居住や都市機能の誘導を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

恵まれた自然と歴史に親しみ、快適な生活空間を創造し、心豊かな地域社会の形成を目指したまちづくりを念頭に、里山里海の豊かな自然環境の保全、住民の生活にとけ込んだ緑地の整備、大規模な施設緑地を拠点とした緑地軸（緑のネットワーク）等の形成を中心に、緑の持つ多様な機能の充実・保全を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

眉丈山丘陵の樹林地、邑知潟周辺や千里浜海岸の植生は、良好な環境保全系統緑地として保全を図る。

また、羽咋川及び子浦川等、市街地に隣接した河川を基軸とした河川環境の保全を図る。

市街地内では、羽咋神社、気多大社の寺社林等を環境保全系緑地として位置づけ、保全・活用を図る。

イ) レクリエーション系統

邑知潟は、学習・観察活動等のレクリエーション系統の緑地として整備・活用を図るほか、眉丈台地一帯では、自然と親しむ緑地環境の形成に努める。

また、千里浜海岸は、海浜レジャー活動の場として、休暇村等の優れたレクリエーション資源と自転車道、歩行者緑道等を結ぶなど、拡充を図る。

さらに、羽咋運動公園は、市民健康スポーツゾーンとして地域スポーツの振興に資する緑地として充実を図る。

市街地内では、街区公園や地区公園等を適正に配置し、中心市街地を中心にその整備の充実及び適切な維持管理を図る。

ウ) 防災系統

緑のネットワークに囲まれた市街地には、地区の性格等を配慮して防災公園を配置するとともに、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化を推進する。

また、比較的規模の大きい公園は避難地として配置し、公園までの避難路となる道路の緑化を促進するほか、羽咋川、子浦川の河川区域は、防火帯等の機能を備えた緑地として配置する。

このほか、住宅地に隣接する工業地域では、工場場周辺に緩衝緑地を配置する。

エ) 景観構成系統

千里浜海岸は、良好な海岸景観を保全するため、千里浜再生プロジェクトなどにより、海岸や防風防砂林の保全を推進し、眉丈山系・石動山系である山地・丘陵地については、豊かな緑を保全・育成する。

また、気多大社や妙成寺は、歴史的資源を尊重した景観づくりを推進し、集落地については、地域らしさや自然環境、地形などの豊かな景観資源を保全する。

このほか、景観重点地区に指定された神子原地区においては、建築物及び工作

物の規制により、山間に広がる棚田と伝統的家屋から形成された美しい里山景観を保全・活用する。